

# オランダ銀行法

## 概要

### 1. 資本所有関係

1948年全株式を国有化、同時に新オランダ銀行法を公布、これが現行法となつてゐる。

したがつて、現行法には株主関係の規定はないが、監事の選任が株主による旨の規定、ならびに弁務官が出席することをうる諸会合中に株主総会を列挙している規定がある。いずれも新法の立法措置上なにゆえにかかる文言を用いたか了解し難いが、前者は株主すなわち政府と解するほかなりく、後者は全く無用の文言とみるべきものと思われる。

### 2. 役員の任命

総裁、理事など理事会役員の任命権は国王にあるが、銀行の重要意思決定機関である役員総会（理事監事合同会議）が次のように候補者推薦権を有する。

総裁、専務理事（副総裁）についてはそれぞれ2名の候補者。

理事については任命1名に対し3名の候補者。ただし理事については終局的に推薦候補者を無視しうる権限を国王は有している。

理事役員の任期は7年とし、国王の理事解職権には次の条件が付されている。

理事を解停職する場合一役員総会の提議による。政府の指令権に従わず解任する場合一参議院の同意を要する。

監事は监事会、現行評議員会の合同会議が候補者推薦権を有し、任命1名に対し3名推薦、株主（政府）が選任する。任期4年。

### 3. 運営機関

運営については理事会がその権限を有し、特に総裁の単独権限のごときものは認めていない。

以下の重要列挙事項につき、特に監事を加えた役員総会をもつて意思決定機関としている。

資本金、積立金の運用。

理事数の決定（法は3名ないし5名の範囲を規

定）。

理事会役員の候補者推薦および解停職を国王へ提議。

一時的特命理事の任命。

業務内規および監事會運営規則の決定。

### 4. 政府の監督ならびに指令権

政府の監督官として弁務官は、监事会、役員総会には出席して意見を述べるが、理事会に出席することはない。弁務官単独としては、決算を中心として法律、定款の規定に違反の有無を監視する。

1954年以来、大蔵大臣は銀行の政策運営につき、政府の政策との調和を図るために一般的政策指令権を認められている。ただし、1948年の国有化とともに理事会がこの指令に異議あるときは、文書をもつて国王に提訴しうるよう改訂が行われた点は注目に価しよう（両者の見解の相違は原則として官報に公表される）。

### 5. 業務

割引手形については2署名、通常の取引慣習期間内に期日の到来することを規定するのみで比較的ゆるやかである。

政府貸付は15百万ギルダーを限り無利子の当座貸を認めるほか、特に無担保貸などは認めていない。したがつて、一般には大蔵省証券の割引と上場国債の買入保有が財政資金供与の方法である。

金融機関監督権の一規定が挿入されているが、内容的には具体的立法にまつもので権限付与の規定ではなく、今日は具体的立法として信用制度監督法がある。

銀行評議会の同意と国王の承認を得て、本法規定外の業務を行いうる旨の規定がある。

### 6. 利益処分

純益金の20%を一般積立金として留保する以外は全部国庫納付制度であり、したがつて特別積立金は政府の許可を得た場合にのみ認められる。

# オランダ銀行法

1948年4月23日、法令公報 I 166号

## 第1章 総 則

**第1条** 本法において銀行とはオランダ銀行(De Nederlandsche Bank N. V.)を、大臣とは大蔵大臣をいう。

**第2条** 銀行は有限責任会社(naamloze vennootschap)とする。銀行の営業年度は1月1日が始まり、同年12月31日をもつて終了する。

**第3条** (1) 銀行は本店をアムステルダムに置く。  
(2) 銀行はロッテルダムに支店を置き、その他に支店および出張所を置く。

(3) 各州には少なくとも1支店を置かなくてはならない。

(4) 出張所の数は必要に応じてこれを定める。

**第4条** 銀行の資本金は20百万ギルダーとし、全額払込みとする。

**第5条** 銀行は一般準備金を保持する。準備金の増額は第36条の規定に従つてなされなければならない。

一般準備金は、銀行の被ることあるべき資本の減耗を補填するため使用さるべきものとする。

**第6条** 銀行は大臣の認可を得て特殊準備金を設けることができる。特殊準備金への繰入れおよび特殊準備金より他への充当には大臣の認可を要する。

**第7条** 銀行の信用供与の一般条件は、銀行の要求により官報(Nederlandse Staatscourant)で公表されるものとする。前項に従つて銀行の信用供与の条件が記載され、銀行の責任者の署名ある文書は該条件に関する完全な記載を含むものとみなされる。

**第8条** 銀行は職員のために年金準備金を設ける。年金準備金に繰入れを認められる額および年金準備金に関するすべての事項は、銀行の理事会および監事會の合同集会により決定され、国王の承認した規定に従つて処理されるものとする。

## 第2章 銀行の業務

**第9条** (1) 銀行はオランダ通貨の価値を国家の福祉に最も効果的に考えられるように規整し、通貨価値の安定をはかることを任務とする。

(2) 銀行はオランダ国内における銀行券流通を確保し、信用通貨の使用を容易ならしめ、対外収支の決済を促進するものとする。

(3) 銀行は金融機関に対して監督権行使するものとする。

(4) 金融機関に対する監督権を規整する法律が通過するまでの間、国王は緊急の事態がそれを必要とする場合には、銀行評議員会の同意を得ていまでも布告を発し、銀行をして金融機関の支払能力およびその資産の流動性を維持し、健全な通貨政策を推進するため監督権行使せしめる権限を保留する。前項の布告が公布された場合には、その内容を法律によつて追認するため早急に法律案が(議会に)提出されなければならない。

**第10条** (1) 銀行は銀行券の独占的発行権限を有する。

(2) 銀行券は無制限の法定通貨たる資格を有する。

**第11条** 銀行券は本店、支店および支店において商法第171条aに列挙された日を除き兌換しうる。

**第12条** (1) 銀行の発行する銀行券の様式および呼称は銀行理事会によつて決定され公表される。

(2) 銀行は5ギルダー以下の銀行券を発行してはならない。

(3) 減耗破損その他の事由によつて流通に不適当と宣言せられ、その旨銀行の請求により官報に掲示公表された銀行券は価値を有しない。

**第13条** (1) 銀行は喪失された銀行券、および一

部または全部が毀損した銀行券については補償の義務を有しない。

- (2) 犯罪の疑いがある場合、または利害関係人より文書で請求があつた場合には、理事会は銀行券所持者に対し、支払または勘定貸記のために提示する銀行券に署名を要求することができる。
- (3) 商法第229条iないし第229条kの規定は銀行券には適用されない。また銀行券には「有限責任会社が発行し、もしくは有限責任会社がその当事者たるすべての書類、印刷文書、報告書には本店所在地および会社名称を記載しなくてはならない」との条項は適用されない。

- 第14条** (1) 銀行の理事会は国王の承認を得た場合においては、流通中の銀行券をその額面価額において交換するため回収することをうる。
- (2) 前項の回収の場合において、回収銀行券の提示期間は国王がこれを定める。
- (3) 回収は少なくとも一度は官報で公表しなくてはならない。
- (4) 第2項の期間経過後は、回収銀行券は、交換の要求が承認され検査が終了した後銀行の本店においてのみ交換される。
- (5) 前項の期間の経過年後において、回収の対象となりながら、いまだ提示されない銀行券の券面額合計相当額は、当該年度の銀行の利益に加えられる。その後に交換のために提示された銀行券は、前項の検査と承認を経て損益勘定を借記して交換される。
- (6) 償却回収の対象となつた銀行券の交換を請求する権利は、第2項で定められた期限の経過後30年で消滅する。

**第15条** 銀行券の発行のほか、銀行は次の業務を行なうことができる。

- ① 自行各店およびコルレス先あて為替の売却。
- ② 顧客からの当座勘定入金の受入れ、当座勘定から振替もしくは支払および顧客のためにする代金取立および交換決済。
- ③ 次のものの割引。

(a) 手形金額全額に対し個別にまた連帶し

て責任を負う2人またはそれ以上の署名があり、通常の取引慣習による期間内に期日の到来する為替手形または約束手形。

- (b) オランダ大蔵省の証券および証書。
- (c) 割引のためにこれを提示した者が、償還に対して連帶責任を負い、かつ割引の時から6か月以内に償還さるべき社債。
- ④ 次に定めるものの売買。
  - (a) オランダに所在する銀行もしくは銀行業者の引受けた為替手形にして取引慣習による期間内に期日の到来するもの。
  - (b) オランダ大蔵省の証券および証書。
  - (c) アムステルダムの証券取引所に公式に上場されているオランダ政府の国債、またはオランダ政府により利払いおよび償還について保証のある社債。
- ⑤ 電信為替を含む送金為替、海外において支払わるべき小切手、為替手形、その他の商業手形、大蔵省証券の売買。
- ⑥ 有価証券、商品、倉庫証券、硬貨、金銀地金および本条第3号第4号および第5号に掲げたる手形証券類を担保として貸付をなし当座貸越をなすこと。
- ⑦ 貴金属の売買をなし、金銀地金を鋳貨となし、鉱石および金銀地金を分析し精錬すること。
- ⑧ 有価証券、譲渡可能証券、商品、倉庫証券、証書類、貴重品、その他の有価物件の保護預りをなすこと。

**第16条** (1) 銀行は何人に対しても無担保で貸付または当座貸越をしてはならない。ただし本条項は銀行が自己の利益のために貨幣または商品を臨時の管理者または郵便振替貯金局に寄託することを妨げない。

- (2) 銀行は第三者がその債務の弁済を保証する目的で銀行に提供した商品、証券その他の担保の一部または全部を強制執行によって処分する際、これを将来換価する目的をもつて自己の勘定で購入することができる。

**第17条** 銀行券流通高、振出手形残高、当座勘定残高の総額の制限に関し、またオランダにおける貨幣価値の安定を促進する目的をもつて、国

王は法律の定めるところに従い必要な規則を定めることができる。

**第18条** (1) 銀行はその資本金および積立金を運用することができる。

(2) 前項の運用のための規定は銀行の理事会および監事会の合同集会で決定される。

(3) 前項の運用による収入は利益勘定に繰り入れられる。

積立金の運用による資産の増加または減価は該積立金の勘定に貸記もしくは借記される。

**第19条** (1) 銀行はアムステルダムにおいて無償で国庫金の保管を行うものとする。

(2) 銀行はアムステルダム、ロッテルダムおよび現に銀行の店舗が存在し、または今後設置せらるべきすべての地方において、無償で政府の財務代理人として行動するものとする。

(3) 本条の第1項および第2項の規定から生ずる義務に関しては、銀行は大臣に責任を負い、会計検査院に報告の義務を負う。

(4) 大臣が必要と認める場合には、銀行は無償で郵便貯蓄銀行または法律または勅令によって設立された他の機関の財務代理人として行動するものとする。銀行は政府および前記諸機関が所有し、またはこれに対し担保として提供せられた一切の有価証券の安全保管の責に任ずるものとする。

**第20条** (1) 銀行は大臣の国庫の財政状態を一時的に緩和するために必要と認める場合は、国家に対して当座貸越信用を供与するものとする。この場合には第16条第1項は適用されない。

前記の貸付は法律の規定により発行せられ、かつ担保に供せられた充分な額の大蔵省証券によつて保証される。

(2) 本条第1項による貸付は無利子とする。貸付残高は15百万ギルダーを越えてはならない。

**第21条** 国王が銀行評議会の議を経てこれを許可したときは、銀行は公益のために本法に規定のない他の業務を行うことができる。

前述の許可を含む勅令は法令公報(Staatsblad)および官報で公告せられる。

### 第3章 銀行理事機関

**第22条** (1) 銀行の理事会は総裁1名専務理事1名および3名以上5名以下の理事をもつて構成する。

(2) 理事の数は理事会および監事会の合同集会で決定される。

**第23条** (1) 総裁および専務理事は国王によつて任命され、その任期は7年とする。理事会および監事会の合同集会は総裁および専務理事の各々につき候補者2名を含む指名者名簿を作成する。この名簿は国王の下に送付せられ任命のための資料とされるものとする。

(2) 理事は指名者名簿に基き国王が任命し、任期は7年とする。指名者名簿は理事会および監事会の合同集会において作成せられ、理事会よりこれを国王に提出するものとし、各地位に対する候補者3名を含む。もしも指名者名簿提出後3週間以内に任命がなされない場合は、理事会は前述の方式に従つて新たな指名者名簿を提供する。名簿提出の日よりさらに3週間以内に任命がなされない場合は、国王が単独に理事を任命する。

(3) 理事会の各構成員は任期満了の際再任を妨げない。

(4) 理事会および監事会の合同集会の勧告に従つて、国王は理事会各構成員の職務遂行を一時停止し、または解任することができる。停職を提議する際には一時的に事務を代行する者を推薦することを要する。

(5) 第26条に挙げられた指示に対し、同条第2項に従つて指令受領後3日以内に理事会が反対の提議を行わない場合、もしくはこれに従うべき旨を国王が決定した場合、理事会の構成員がその指示に従うことを拒みまたは故意にその遂行を怠つた場合には、国王は参議院の同意を得てその理事を解任することができる。

**第24条** (1) 理事会および監事会の合同集会は、その任命に当つて任期および規則条件を定め、一時的に理事を任命することができる。

(2) 前項の任命期間が6か月を越える場合は国王の同意を要する。

**第25条** (1) 理事会は裁判上ならびに裁判外において銀行を代表する。

理事会は最広義において、銀行事務の遂行および銀行財産の管理につき一切の権限を有する。理事会は銀行の定款により制限せられざる限り、この点において必要な一切の行為を行う権限を有する。

- (2) 銀行がその機能を遂行するための規律および方式は、理事会および監事會の合同集会において特にこれを定める。この規則は定款に規定するものを除き商法第47条に掲げる種類の制限以上のものを規定することをえない。
- (3) 支行、支店、出張所の支配人および他のすべての銀行の職員使用人は理事会によって任命されるものとする。

**第26条** (1) 大臣が政府の通貨金融政策と銀行の政策を一致させるために必要と認めるときは、銀行評議会の意見を徵して理事会に対し前記目的を達成するため必要と認める指令を発することができる。次項の規定に従い理事会はこれらの指令に従わねばならない。

- (2) 理事会が前項の指令に従うことに異議ある際には、理事会は指令受領後3日以内にこれらの異議を文書により国王に上申するをうるものとし、国王は該指令を実施すべきや否やを決する。
- (3) 前項の争議に関しては、1861年12月21日付法令公報129号公布、最後に1934年5月31日付修正にかかる（法令公報275号）法律の第23条は適用されない。
- (4) 国王が第2項の指令を実施すべき旨決定した場合には、国王はその公表が国家の利益に反しないと認める限り、理事会の反対意見を国王の決定ならびにその理由とともに官報に発表する。

**第27条** (1) 監事會の構成人員は12名とする。

- (2) 監事會の構成員は第38条に定めるところに従い、監事會および銀行評議会の合同集会において決定せられた各監事1名に対し、3名の候補者の名前を含む指名簿中より株主によつて選任される。
- (3) 監事會の構成員は第38条の規定により、引

続き4年間その地位にとどまるものとする。監事は各年3名づつ退任するものとし再選を妨げない。任期半ばにおいて欠員を生じた場合、新規就任者の任期は前任者の任期間とする。

**第28条** (1) 監事會は銀行の運営を監督し、年間貸借対照表および損益計算書を承認するものとする。商法第492条の規定にかかわらず、前述の手続により認められた貸借対照表および損益計算書については理事会は責任を免除される。

- (2) 監事會が理事会提出にかかる貸借対照表および損益勘定に異議ある場合には、これらの異議は文書をもつて理事会に提出されなければならない。もし理事会、監事會の意見が一致しない場合には、問題を5人の専門家より成る審議会に移管するものとする。同会の構成員中2名は理事会、他の2名は監事會により任命されるものとし、残り1名はこうして選出せられた4名の構成員により選出され、審議会の議長をつとめるものとする。審議会は望ましいと認めるごとく貸借対照表および損益計算書を訂正し、訂正済の文書を可及的すみやかに監事會に提出し、監事會は貸借対照表および損益計算書を専門家審議会において修正された通りこれを承認採用するものとする。

**第29条** 監事がその職務遂行に当り、従うべき規律ならびに方式は理事会および監事會の合同集会によって特に制定した規則により定めるものとする。

#### 第4章 弁務官

- 第30条** (1) 政府のために国王の任命する弁務官（Royal Commissioner）が銀行業務を監督する。
- (2) 弁務官は株主総会、監事會、理事会・監事會の合同集会のすべてに出席し、勧告助言する権限を有する。
  - (3) 理事会は弁務官が監督権を遂行するために必要と認めるすべての報告を、その要求に基づき弁務官に提出する義務がある。

- (4) 前記以外の弁務官の事務については国王がこれを定める。
- (5) 弁務官の報酬は政府がこれを支払う。

**第31条** (1) 弁務官は銀行の貸借対照表、損益計算書が法律および銀行の定款の規定に一致しているや否やに注意する事を要する。

(2) 弁務官が貸借対照表および損益計算書が法律および定款の規定に違うと考える場合は、弁務官はその旨文書をもつて理事会に通告することを要する。理事会および弁務官の合議の結果、前記書類の適法性に關し意見の一一致をみない場合は、次の3名の調停者により最後的に決定されるべきものとする。3名の調停者の1名は大臣により、1名は理事会により、他の1名はアムステルダムの高等裁判所の長官により任命される。

## 第5章 銀行評議員会

**第32条** (1) 次の17名よりなる銀行評議員会を設ける。

- (a) 弁務官。
  - (b) 監事會により監事會構成員中より指命される4名。
  - (c) 国王により次項の手続に従つて任命せられる12名。
- (2) 前項(c)の構成員の任命は、商工業公共団体の成立をまつて国王によつて作成された各地位に対する2名の候補者の名前を含むアルファベット順の候補者名簿から行われる。  
該構成員は商業(運輸業を含む)、工業、農業各代表者2名、中央労働機関、および前記4機関に關与しない財政金融専門家各3名をもつて割当てられるものとする。
- (3) 第1項(b)の評議員は監事たる地位を辞任しない限り評議員たるの地位を失わない。評議員辞任後直ちに再選を妨げない。
- (4) 第1項(c)の評議員は4年間その地位にとどまる。毎年4分の1ずつ辞任する。退職後直ちに再選されることを妨げない。  
任期途中における欠員補充の場合には新任者の任期は前任者の任期満了までとする。
- (5) 評議員会は少なくとも1年に6回会合し、

その他議長または構成員4名が必要と認める場合はそのつど会合を開くものとする。

(6) 弁務官は銀行評議員会の議長となる。議長不在の際は議長は大臣の任命する者が当る。専務理事が事務局長の職務を管掌する。

**第33条** (1) 銀行理事会、財務總監(Treasurer-General)もしくはその代理人、ならびに經濟大臣、農漁食料大臣、社会大臣それぞれにより指命された3名の代表者は、評議員会に出席し勧告することができる。

(2) 銀行の總裁は経済金融事情一般および銀行の施策に關し、銀行評議員会に対し報告書を提出しなくてはならない。これについて銀行の地位および任務に關連し、1名もしくはそれ以上の評議員によつて提出された議題が討議されねばならない。

(3) 大蔵大臣は理事会の同意を得て、銀行の政策指導上重要な問題に關し評議員会の助言をうることができる。

(4) 銀行評議員会は銀行政策の指導に重要な事項につき自発的に大臣に勧告する権限を有する。

**第34条** 議長は評議員会構成員および事務局長に対し、事務上關知した事項に關し秘密保持の義務を課しうるものとする。

## 第6章 要約貸借対照表

**第35条** 理事會は週一回オランダ官報に国王の承認を得た形式により要約した資産負債報告を掲載報告することを要する。

## 第7章 利益分配

**第36条** 監事會において承認せられ、法律および定款の規定に反せざるものと確認された當年度の損益勘定から生じた利益金の20%は、一般準備金が公称資本額に達するまでは準備金の充当に使用せられ、残余は國庫に納付される。

## 第8章 経過規定

**第37条** 本法発効の際にその地位にあつた理事會の構成員は、第23条の規定にかかわらず任期残存中その地位にとどまるものとする。

**第38条** (1) 第27条の規定による監事会員の最初の任命は大蔵大臣により本法発効後1か月以内に理事会の任命と同時に行われる。1937年の銀行法第28条により任命された監事は同時にその職を失う。

(2) 第1回の指名により任命された監事会の構成員は、第27条の規定にかかわらず1年から4年までの任期を有する。各構成員の任期は抽籤により交代して終了する。

**第39条** (1) 銀行評議会の構成員の指名は本法発効後3か月以内に行う。

(2) 第32条第1項Cの構成員の任期は第1回目に限り1年より4年までとし、4年間の各年末ごとに3人ずつ退任するものとする。

各構成員の任期終了時は抽籤により決定交代する。

(3) 第41条第1項eの規定にかかわらず、1945年10月1日の法律（法令公報F 204号）の第6条は本条第1項に規定する時期まで有効とする。前述の法律における評議会の構成員

はその時期に退職する。

**第40条** 本法第16条第1項の規定は1946年8月30日の法律（法令公報G 226号）の第2条の場合には適用されない。

**第41条** (1) 下記の法令は改正および廃止する。

(a) 1937年銀行法（法令公報1937年401号）  
 (b) 1940年7月18日の勅令（法令公報189号）  
 (c) 1936年9月30日の勅令第5条（法令公報403号）

(d) 1945年4月26日の勅令（法令公報F 61号）  
 (e) 1945年10月1日の勅令（法令公報F 204号）

ただし第1条第9条第10条を除く。

(2) 前項のaの法律、およびeの法令に基く勅令にして本法に抵触せざるものは今後本法に依拠するものとみなす。

**第42条** 銀行の定款は可及的すみやかに本法の規定にしたがい修正さるべきものとする。

**第43条** (1) 本法は1948年銀行法と称する。

(2) 本法発効の期日は国王これを定める。

## オランダ銀行株式国有化に関する法律

1948年4月23日、法令公報 I 165号

**第1条** (1) オランダ国王は、公共の福祉に従い、オランダ銀行の株式をオランダ王国の所有とすべきことを宣言する。

(2) 収用法の規定は前項の国有化には適用されない。

**第2条** オランダ銀行の株式は国有化され、本条発効の日より完全にかつすべて国の資産となる。

**第3条** (1) 第2条によりその所有株式を国有化された者は、本法の規定に従い、登録公債法第1条の2分半利付国庫債券についてその株式額面価格の2倍に相当する額の取得権を与えられるものとする。

(2) 第1項の国庫債券の利子は本条の発効期日に先立ち配当金を支払われることとなつたオランダ銀行の最終営業年度終了の翌日から起

算される。

(3) 大蔵大臣は、第1項の規定に基づき2分半利附国庫債券の交付を行う。

**第4条** 国有化に際して株式に関し権利を有する第三者のあるときは、その国庫債券上に代位さるべき権利は、本法の規定に従い国庫債券の登録と共に付記登録されるものとする。

**第5条** (1) 第3条による2分半利付国庫債券取得の登録は、国庫債券取得登録権者の権利につき本人の請求によりオランダ銀行理事会が本人に対して交付する確認証の提出に基き、国債局長により行われる。

(2) 第4条の付記登録は、当該第三者の権利確認を含む前項の文書の提出に基き当該事項の付記を伴う取得権の登録と同時に、国債局長

により行われる。本項の文書は当該第三者の請求によつても交付される。

(3) オランダ銀行理事会は、利札ならびに未払の配当支払票を具備した完全な株券、ないしはその他の必要と認められる書類と引換えの場合に限り、第1項および第2項の文書を交付するものとする。

(4) 権利を喪失せしめられることのないため本条の確認証交付に関する正当な権利者の請求は、大蔵大臣の定める特別な場合を除き、本条発効の日から10年以内にされねばならない。

**第6条** (1) 本法の規定により取得される国庫債券は、復権に関する政令 (the Decree Restoration of Legal Rights) 第4章ならびに同政令中の諸規定の適用を受ける有価証券とみなされる。

(2) 同政令の適用に関しては、前項の国庫債券およびこれに付記された第三者の権利は、本法第2条により国有化された株式および国有

化に際し株式上に存した第三者の権利に、それぞれ代るべきものとみなされる。

**第7条** (1) 本法の施行による登録国債法第79条所定の登録手数料は政府の負担とする。

(2) 本法の規定に従い取得された登録国債法第2条の国庫債券の譲渡に関する同法第79条所定の手数料については、その最初の譲渡が本法第3条第1項による国庫債券取得権者のためになされた場合に限り国の負担とする。

**第8条** (1) 本法はオランダ銀行株式国有化に関する法律と称する。

(2) 本法は公布の翌日より発効する。ただし第2条ないし第7条の発効期日についてはその後国王が定めるものとする。

(3) 前項の国王の定める期日に関する勅令は法令公報 (Staatsblad) および官報 (Nederlandse Staatscourant) により公表されるものとする。